

豊島区談合情報取扱要綱運用指針

平成 21 年 1 月 30 日

総務部長決定

(要綱第 1 条関係)

1 談合情報の定義等

(1) 談合情報

談合情報は、独占禁止法第 3 条若しくは第 8 条第 1 項第 1 号の規定に違反する行為又は刑法第 96 条の 3 第 2 項に規定する談合行為を疑わせる情報のうち、特定の入札について談合が行われていることを伝えるものをいう。

本要綱は、独占禁止法が規制する入札談合と刑法が規定する「談合」のそれぞれに関わる情報について取扱うものである。

(参考) 独占禁止法が規制する入札談合とは、「不当な取引制限（カルテル）」として禁止している行為、すなわち事業者が他の事業者と共同して価格、数量、取引先等を決定（協定）して、一定の取引分野における競争を実質的に制限する行為をいう。

一方、刑法の談合罪が定める「談合」とは、「競売、入札の競争に加わる者が互いに通謀して、その中の特定の者を落札者たらしめるため、他の者は一定の価格以下または以上に入札又は付値しないことを協定することである」（大審院昭和 19 年 4 月 28 日判決）。

(2) その他

この基準で使用する用語は、要綱で使用する用語の例による。

(要綱第 4 条第 1 項関係)

2 談合情報の通報

談合情報は、契約担当者が中心となって取扱手続を進めることになるが、その入手は契約担当者のほかに各課職員による場合が想定される。

(1) 職員が談合情報を受けたときは、当該談合情報の提供者に対し、可能な限り次に掲げる事項を確認したうえで契約担当者へ通報すること。

- ① 談合情報を受けた日時
- ② 契約案件名
- ③ 入札等（予定）日
- ④ 情報提供者の身元、氏名及び連絡先
- ⑤ 通報を受けた職員名
- ⑥ 情報提供の手段（電話、書面等）
- ⑦ 落札予定者及び落札金額
- ⑧ 談合が行われた日時及び場所

- ⑨ 談合に関与した者の氏名、連絡先
- ⑩ 落札予定者の決定方法
- ⑪ その他談合情報に関する事項

(2) 契約担当者は、前号の情報を談合情報として調査する必要性と可能性があるか否かを総合的に検討し、その結果、談合情報としての信憑性が高く、調査の実施が可能である情報について、委員会に付議すること。特に、情報提供者の身元、氏名及び連絡先が不明な情報（匿名情報）は、信憑性に乏しく調査の実施が困難であるので、必要に応じて公正取引委員会へ通報するのみとすることもできる。

(要綱第4条第2項関係)

3 談合情報の信憑性

(1) 情報の信憑性は、次に掲げる条件を中心に確認すること。

- ① 情報提供者の氏名及び連絡先が明らかであること。
- ② 当該情報に係る契約案件名及び落札事業者名が明示されていること。
- ③ 談合に関与した者の氏名、談合が行われた日時、場所及び方法、具体的な落札予定者その他談合に参加した当事者以外には知り得ない内容を含んでいること。

(2) 委員会の審議事項は、前号の信憑性の他に、次の3手続のいずれかに従って談合情報の取扱いを行う必要があるか否かの点とする。

- ① 入札等執行前に談合情報を受けたときの取扱い（第5条関係）
- ② 入札等後契約締結前に談合情報を受けたときの取扱い（第6条関係）
- ③ 契約締結後に談合情報を受けたときの取扱い（第7条関係）

(要綱第4条第3項関係)

4 公正取引委員会への通報

公正取引委員会への通報は、次の事項に注意を払うこと。

- ① 通報は区長名で行い、別記様式によること。
なお、追加情報がある場合には、逐次区長名で通報すること。
- ② 通報先は、公正取引委員会事務局審査局管理企画課情報管理室であること。
- ③ 入札等契約案件が工事請負契約の場合には、本要綱の規定に基づくほか、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第10条に規定する手続通達の規定により、公正取引委員会への通知を行うこと。
- ④ 通報又は通知の後に公正取引委員会より協力要請があった場合は、可能な限り協力すること。

(要綱第5条第1項関係)

5 入札の優先

入札執行前に談合情報の調査の必要があるとされた場合には、すでに談合の証拠が判明した場合を除き、入札執行を遅らせて調査を実施する場合には、契約締結を遅延

させ、ひいては工期短縮等様々な課題を生じさせる。そのため明白に談合であると判明しない限り入札の執行を行うものとする。

(要綱第 5 条第 2 項関係)

6 積算内訳書の内容審査について

積算内訳書は、すべての入札者が入札書を入札函に投入した後に提出を求め、積算担当者の立会いの下で談合の形跡がないかを入念にチェックしたうえで開札すること。

なお、事情聴取、積算内訳書のチェック等を迅速に行う必要がある場合には、事情聴取と積算内訳書のチェックを並行して実施することができる。

(要綱第 5 条第 6 項関係)

7 入札等の無効について

- (1) 入札等を無効とする理由は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 4 第 2 項第 2 号に規定する「連合」に該当するものとして入札等参加資格が欠如したのものとして取り扱うものである。
- (2) そのため、談合があると認める場合とは、談合の証拠を特定し、又は入札等参加者から自白等談合の事実が確実に認定できる場合に限られる。
- (3) 談合の事実認定に疑義がある場合又は認定できない場合は、公正取引委員会に報告し、その判断に委ねることとなる。
- (4) なお、談合事実があったと認めたときは、豊島区競争入札参加停止及び指名停止等措置要綱（平成 20 年 8 月総務部長決裁）別表第 2 第 3 項及び第 4 項に該当し、一般競争入札の参加停止、指名競争入札の指名停止等の措置を行うことになる。
- (5) 以上の取扱いは、要綱第 6 条第 5 項の入札等の無効の場合に準用する。

(要綱第 7 条第 5 項関係)

8 契約の解除等

- (1) 談合があったと証拠等をもって判断した場合、契約締結前であれば入札参加資格欠如(政令第 167 条の 4 第 2 項第 2 号)を理由に入札を無効とすることができる。
しかしながら、契約締結を行った後では、既に発生している発注者と受注者の契約関係には入札の効力は及ばず、契約は無効とはならない。そのため、契約締結手続に瑕疵がなければ契約は有効に存続し、契約解除の手続をとるか否かの判断となる。受注者側の履行が進行している場合、履行実績分の取扱いをどうするかを検討したうえで判断しなければならない。発注者側としては、契約約款に基づいて契約解除できても未履行部分の履行する契約相手を早急に探す必要が残る。解除するか否かは慎重に行う必要がある。
- (2) なお、談合事実があったと認めたときは、豊島区競争入札参加停止及び指名停止等措置要綱（平成 20 年 8 月総務部長決裁）別表第 2 第 3 項及び第 4 項に該当し、一般競争入札の参加停止、指名競争入札の指名停止等の措置を行うことになる。

附 則

この指針は、平成 21 年 2 月 1 日から施行する。